

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第9号

答申番号：令和3年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分（生活保護変更処分）が違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 通院頻度は、請求人が以前に入院した病院（以下「本件病院」という。）が受診日を指定するものであって、請求人が任意に通院できるものではないことから、3月に1日と決めるのは適当ではないこと。

(2) 通院に係る交通費は、医療扶助として支給されるにもかかわらず、改訂前の「生活保護のしおり」によれば、毎月の生活費で賄えないと思われる場合等に相談することとされており、保護制度の周知が適切に行われていなかったと認められることから、本件病院への通院移送費（以下「本件移送費」という。）の支給の始期は保護開始日とされるべきであること。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 本件病院の請求人の主治医（以下「主治医」という。）から、請求人は本件移送費の給付を要し、治療に必要な通院頻度は3月に1日程度である旨の給付要否意見書の提出を受け、嘱託医にも協議した上で行われた原処分に違法又は不当な点はない。

(2) 処分庁は、「生活保護のしおり」の改訂に伴って通院移送費の取扱いを変更したのではなく、また、請求人が保護開始後に初めて本件病院を受診した日以前に、請求人に通院移送費の取扱いを説明している。そして、請求人は、事前に相談や申請を行うことができる状態だったにもかかわらず、行わなかったのであるから、本件移送費の支給が原処分の日以降となることに、何ら違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件において、処分庁は、主治医の意見を給付要否意見書により確認し、処分庁の嘱託医にも協議した上で、原処分を行ったことが認められる。また、そ

の交通手段及び経路は、請求人の傷病の状態等に鑑みて経済的かつ合理的なものであることが認められる。そして、原処分は、保護の処理基準に基づいて行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年6月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月25日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の医療扶助（法第11条第1項第4号）は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるものであり、移送（法第15条第6号）は医療扶助の対象とされている。

また、保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、移送費は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされている。また、被保護者から移送費の申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議等を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人が本件移送費の給付を要し、治療に必要な通院頻度は3月に1日程度である旨の主治医の意見を給付可否意見書により確認し、処分庁の嘱託医にも協議した上で、原処分を行ったことが認められる。加えて、原処分における交通手段及び経路は、請求人の傷病の状態や地域の交通事情に鑑みて、経済的かつ合理的なものであることが認められる。したがって、原処分は、前記の処理基準に基づいて行われたものであり、その内容及び手続のいずれにおいても、違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、通院に係る交通費は医療扶助として支給されるにもかかわらず、改訂前の「生活保護のしおり」によれば、毎月の生活費で賄えないと思われる場合等に相談することとされ、保護制度が適切に周知されていなかったと認められることから、本件移送費の支給の始期は保護開始日とされるべきであり、遡及支給を認めなかった原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、その後改訂され削除された当時の「生活保護のしおり」の記載内容それ自体の是非、並びに、当該記載内容を前提に行われなかったとされる過去の移送費支給申請に対する遡及支給の要否については、しかるべき手続を経て別途検討する余地もないではないが、原処分はあくまで請求人の本件申

請後に係る移送費について決定したものであることに鑑みると、原処分それ自体に違法不当な点はなく、その限りで請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子